

苫小牧工業高等専門学校職員に対する給与の口座振込実施要項

制 定	昭和62年4月1日
一部改正	平成3年10月1日
一部改正	平成5年6月1日
一部改正	平成14年2月28日
一部改正	平成21年4月1日
一部改正	平成30年2月22日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校職員（以下「職員」という。）の給与の口座振込については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第8号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員給与規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第13号）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(口座振込等の申出)

第2条 給与の口座振込を希望する職員は、別に定める口座振込申出書により申し出るものとする。

2 職員が給与の振込口座の変更、振込内容の変更又は口座振込の取りやめ（以下「口座振込等の変更」という。）をしようとする場合も前項に定める口座振込申出書により申し出るものとする。

(口座振込等の申出方法)

第3条 前条による口座振込申出書の申出は、総務課人事係に提出して行うものとする。

附 則

- 1 この要項は、昭和58年4月12日から実施する。
- 2 この要項に基づく、給与の口座振込は、昭和58年6月に支払われる給与から実施する。

附 則

この要項は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成5年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成14年2月28日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。